

# 三芳町地球温暖化対策 実行計画年次報告書

~地球温暖化防止のための三芳町職員率先行動計画~

平成28年度実績



三芳町マスコットキャラクター 「のぞみちゃん」

平成29年8月

埼玉県三芳町

## 三芳町地球温暖化対策実行計画年次報告書の概要

### 1. 報告書の作成趣旨

三芳町地球温暖化対策実行計画では、平成26年度を基準年度として平成27年度から平成31年度までの5年間で、温室効果ガスの削減目標を定めています。この計画において、温室効果ガスの総排出量を把握し、削減目標に対する進捗状況について点検し、その結果を公表することとしています。

本報告書は、参考に平成28年度における排出された温室効果ガスの状況等を取りまとめたものです。

### 2. 三芳町地球温暖化対策実行計画の内容

第1期三芳町地球温暖化対策実行計画は平成21年度に策定し、計画の期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とし、基準年度である平成20年度と比較し、5.9%の減少となり、削減目標の6%には僅かに届きませんでした。全体としては一定の成果をあげることができました。

そして、第1期の計画期間が終了したことにともない、平成28年2月に第2期実行計画を策定しました。その計画では、第1期と同様に本町が行う全ての事務・事業とし、平成27年度から平成31年度の5年間で計画期間とし、目標年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を基準年度である平成26年度と比較し6%削減することを目標としています。

### 3. 報告内容

平成28年度における温室効果ガス排出量を基準年度である平成26年度と比較した結果を5ページ「温室効果ガス排出量の状況」に掲載しました。

## 計画の対象範囲

本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めたすべての組織及び施設を対象としています。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
役場庁舎	小学校（5校）
役場出張所（2か所）	中学校（3校）
保健センター	中央図書館
ふれあいセンター・太陽の家	公民館（3か所）
保育所（2か所）・みどり学園	総合体育館・総合運動場・弓道場・憩いの広場
児童館（3か所）	歴史民俗資料館
学童保育室（5か所）	文化会館
子育て支援センター	浄水場
清掃工場	学校給食センター
農業センター・旧島田家	
各行政区集会所・防犯灯・道路照明灯・公園外灯は対象外とする。	

## 対象とする温室効果ガス

本町実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素とする。

※6種類の温室効果ガス

種類	主な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、地球温暖化への影響が最も大きい。

メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内醗酵などの農業部門から出るのが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の埋立や焼却からも発生する。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の焼却に伴うものが半分以上を占め、自動車の走行によっても排出される。
HFC類(ハイドロフルオロカーボン類)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用されている。
PFC類(パーフルオロカーボン類)	電子部品や半導体製品の洗浄に使用されている。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に電気絶縁ガスとして使用されている。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、上記表 6 物質が温室効果ガスとして削減の対象となっています。しかし同法に基づく策定マニュアルでは「人口の少ない市町村（例えば、人口 5 万人以下の市町村などは（中略）二酸化炭素の排出量を把握し、その他の温室効果ガスについてはできる範囲で把握する」とされており、本町はこの規模に該当することから、本計画では二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとした。

## 基準年度及び目標年度の二酸化炭素排出量

本町の事務・事業における基準年度及び目標年度の二酸化炭素総排出量は以下のとおりです。

区 分	基準年度排出量 平成 2 6 年度	削減 目標	目標年度排出量 平成 3 1 年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1, 9 1 5. 9 1 t-co <sub>2</sub>	6 %	1, 8 0 0. 9 6 t-co <sub>2</sub>

## 温室効果ガス排出量の状況

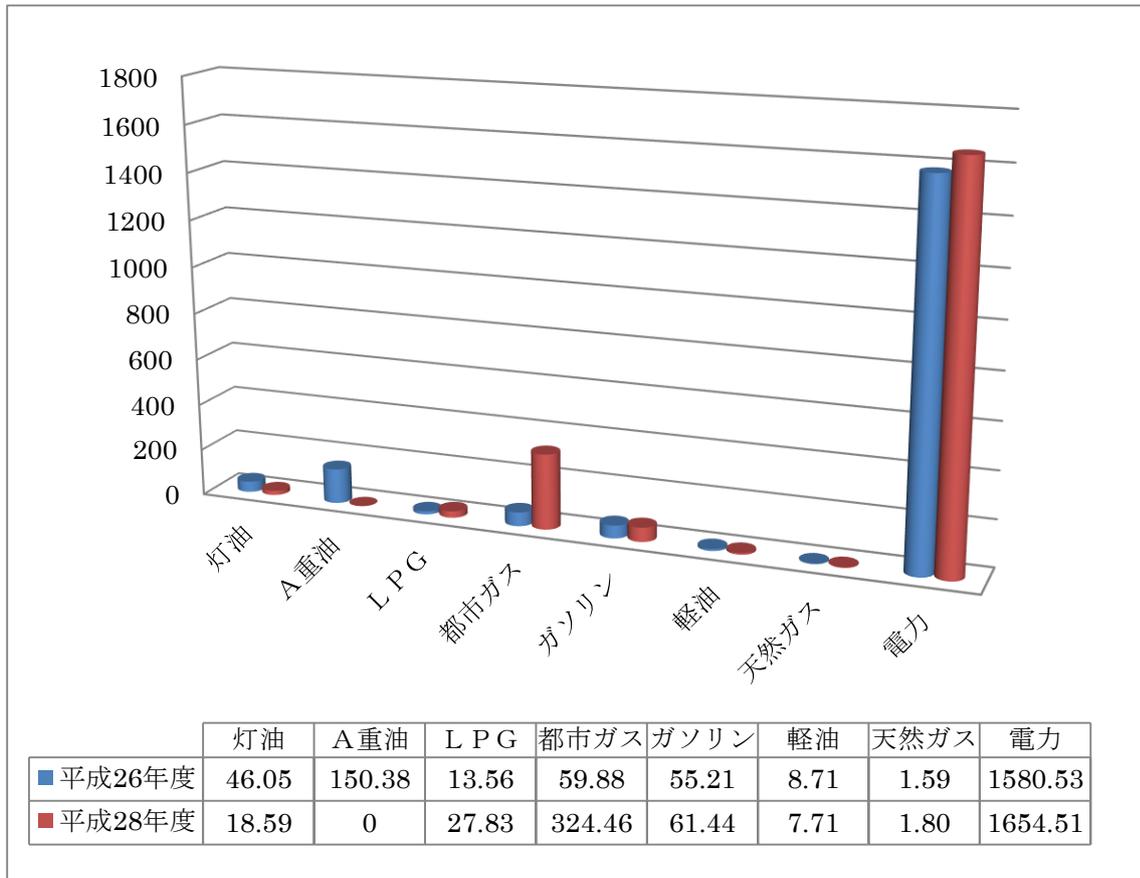
平成28年度の本町の事務・事業に関する温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量は次のとおりです。

		二酸化炭素排出量	対平成26年度比
燃料	灯油	18.59 t-co <sub>2</sub>	△59.6%
	A重油	0 t-co <sub>2</sub>	△100.0%
	LPG（液化石油ガス）	27.83 t-co <sub>2</sub>	105.2%
	都市ガス	324.46 t-co <sub>2</sub>	441.9%
自動車燃料	ガソリン	61.44 t-co <sub>2</sub>	11.3%
	軽油	7.71 t-co <sub>2</sub>	△11.5%
	天然ガス	1.80 t-co <sub>2</sub>	13.2%
電力		1,654.51 t-co <sub>2</sub>	4.7%
合計		2,096.34 t-co <sub>2</sub>	9.4%

全体の二酸化炭素排出量は、基準年度である平成26年度と比較し約9.4%の増加となりました。他人から供給される電力使用に伴い排出される二酸化炭素排出量が、全体の約80%を占め、次いで都市ガスが約15%となっています。

個別の燃料ごとに平成26年度（基準年度）と比較してみると、灯油・A重油・軽油については減少しました。A重油については、平成27年度に、給食センターのボイラーが都市ガスに切り替わり使用がなくなったことによるものです。灯油については、小中学校のエアコン設置にともない使用が減ったことによるものです。それ以外の燃料については増加となりました。主に、LPGと都市ガスが大幅に増えました。これは、小中学校のエアコンが全校で全て設置が完了したことによるものです。目標年度である平成31年度比6%の削減目標を達成するには、CO<sub>2</sub>排出量の比重が高い電力、LPG、都市ガスについて、日頃より節電により使用量の削減に取り組む等の細かな配慮をしていくことが必要であると考えられます。

## 温室効果ガス排出量の基準年度との比較



区 分	平成26年度	対比	平成28年度
二酸化炭素 (co <sub>2</sub> )	1, 9 1 5 . 9 1 t-co <sub>2</sub>	9.4%	2, 0 9 6 . 3 4 t-co <sub>2</sub>

## 具体的な取組み

### ★共通節電行動

区 分	取 組 内 容
空調に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 設定温度（28℃）を徹底する。</li> <li><input type="checkbox"/> パッケージエアコンでの空調については、運転管理（会議開始前の予冷禁止、会議終了後直ちに冷房停止）を強化する。</li> <li><input type="checkbox"/> 業務終了時にブラインドやカーテンを閉め、翌朝の日射負荷を軽減する。</li> <li><input type="checkbox"/> 緑のカーテンを実施し、室温の上昇を緩和する。</li> <li><input type="checkbox"/> 運転時間（8：30～17：00）を徹底する。</li> </ul>
照明に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住民の利用が少ないフロアのトイレは、使用后直ちに消灯する。</li> <li><input type="checkbox"/> 蛍光灯は、間引き点灯とし、当日の天候によりこまめな消灯に心がける。</li> <li><input type="checkbox"/> 出先機関については、利用者に配慮しながら減灯に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明への交換を推進する。</li> <li><input type="checkbox"/> 開庁前や昼休み、開庁後の消灯を徹底し、無駄に点灯することのないよう心掛ける。</li> </ul>
OA機器、その他の機器に係る節電	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用していないOA機器等については、プラグをコンセントから抜く。</li> <li><input type="checkbox"/> パソコンやプリンターの省電力機能を活用する。</li> <li><input type="checkbox"/> プリンターや複写機の稼働台数を見直し、プリントアウトはなるべく行わない。やむを得ずプリントアウトする場合は、両面、縮小コピーとする。</li> <li><input type="checkbox"/> エレベーターの利用は極力控えるよう啓発する。</li> <li><input type="checkbox"/> 電気ポットは極力使用せず、マイボトルを持参する。やむを得ず使用する場合、保温はしない。</li> <li><input type="checkbox"/> トイレ温水洗浄便座は原則使用しない。</li> </ul>
勤務スタイルの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 定時退庁の推進、並びにノー残業デイ（水曜日）をより一層徹底する。</li> <li><input type="checkbox"/> クールビズを徹底・強化（冷涼グッズの活用等）する。</li> <li><input type="checkbox"/> 会議を極力午前中にシフトし、電力使用ピーク時間帯における空調、照明等の使用を抑制する。また、会議時間の縮減に心掛ける。</li> <li><input type="checkbox"/> 執務は事務室で行い、会議室等での作業は行わない。</li> </ul>

★各施設における節電行動

区 分	取 組 内 容
本 庁 舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 3階会議室等パッケージエアコンの運転管理（設定温度の遵守、会議開始前の予冷禁止、終了後直ちに冷房停止等）を強化する。</li> <li>□ 文化会館のイベント開催時には、電力需要が急激に上昇する可能性があるため、常に電力の使用状況を把握しオーバーすることのないよう注意を払う。</li> <li>□ 3階廊下の照明については、常時全消灯とし、会議等利用時のみ点灯する。</li> <li>□ 通路・ロビー・エントランスホールの照明については、当日の天候により適宜調整し利用者の利便性に配慮する。</li> <li>□ 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。また、開庁前、昼休みは全消灯とし、窓口業務のある課は適宜対応するものとする。</li> <li>□ 近隣階への移動の際は健康のためにも階段の利用を推奨する。</li> </ul>
出 張 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。</li> </ul>
浄 水 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 取水ポンプ1号の運転はしない。</li> <li>□ 送水ポンプの運転時間を短縮し、その時間の配水ポンプは、インバータポンプを使用する。</li> </ul>
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。</li> <li>□ 廊下部分は全消灯する。</li> </ul>
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ ロビーの照明は、当日の天候状況により適宜調整し、利用者の利便性に配慮する。</li> <li>□ 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。</li> <li>□ 2階調理室の南側蛍光管を抜く。</li> </ul>
町立保育所・子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。</li> <li>□ 各保育室の照明は、使用していない時は必ず消す。（部屋からの移動時もその都度）夕方の保育においても点灯は最小限とし保護者の迎え時、必要に応じてその都度スイッチをオン・オフする。午睡時中の消灯を徹底する。</li> <li>□ 休憩中は、パソコンの電源をオフにする。</li> </ul>

	<input type="checkbox"/> シュレッダー、コピー機等の主電源は終業時には切る。
児童館・学童保育室	<input type="checkbox"/> 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の温度調節を行う。 <input type="checkbox"/> なるべく自然の風を取り入れて、空調の使用を控える。 <input type="checkbox"/> 空調のフィルター清掃をこまめに行い、冷房の効率を上げる。 <input type="checkbox"/> 扇風機・うちわ、よしずを使い、緑のカーテンを実施し日差しを遮る。 <input type="checkbox"/> アイスノンや氷枕、濡れタオルなどを使い、子どもの熱中症に対処する。
小・中学校	<input type="checkbox"/> 晴天時の窓際の照明を消灯する。 <input type="checkbox"/> 校舎廊下の照明を減灯する。 <input type="checkbox"/> 校長・職員室エアコンの設定温度（28℃）を徹底する。 <input type="checkbox"/> 窓開けや扇風機により、外気を導入する。 <input type="checkbox"/> 緑のカーテンを実施する。
藤久保公民館	<input type="checkbox"/> 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。 <input type="checkbox"/> 利用者に空調設定温度（28℃）の徹底を呼びかける。 <input type="checkbox"/> 1階、2階共用部分のエアコンは停止する。 <input type="checkbox"/> 自動ドア内側の電源を切る。 <input type="checkbox"/> 日射防止のため、緑のカーテンを実施する。 <input type="checkbox"/> 通常はエレベーターの電源は切っておき、利用者から依頼があったときのみ稼働させる。
竹間沢公民館	<input type="checkbox"/> 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。 <input type="checkbox"/> 日射防止のため、緑のカーテンの実施、及び人工グリーンフェンス（ビニール製）を設置する。 <input type="checkbox"/> 窓ガラスの一部に窓用遮光フィルムを貼る。 <input type="checkbox"/> 利用者に空調設定温度（28℃）の徹底を呼びかける。 <input type="checkbox"/> エアコン室外機への日差し防止をする。

	<input type="checkbox"/> 熱交換器やフィルターをこまめに清掃する。 <input type="checkbox"/> ホール内のダウンライトの調光を下げる。
図 書 館	<input type="checkbox"/> 図書館開架フロア及び2階視聴覚室の照明をこまめに調整する。 <input type="checkbox"/> 2階事務室の蛍光灯を、室内の照度を考慮し、原則40%消灯する。 <input type="checkbox"/> カーテンやロールカーテンを降ろし、室温の上昇を抑制する。
歴史民俗資料館	<input type="checkbox"/> 事務室部分の照明は、蛍光管を間引き、原則50%消灯とする。

#### □ 節電取組み状況の監視及び公表

各課・室・局並びに出先機関の長は、職員の節電に対する取組み状況について常に監視し、必要があれば指導を行うものとする。

また、実効性ある節電計画とするため、節電結果を定期的に公表し、より一層の節電に心がけるものとする。

## 評価・課題

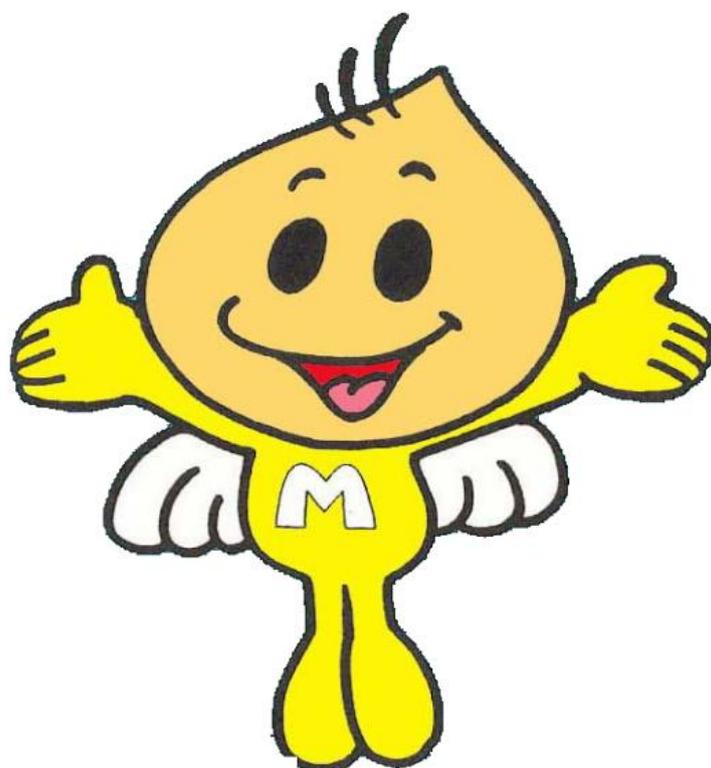
平成28年2月に第2期地球温暖化対策実行計画を策定しましたが、そのなかでは、平成26年度を基準年度とし、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を6%削減することを目指しています。

初年度にあたる平成27年度の「温室効果ガス」の総排出量は2,081.91 t-co<sub>2</sub>となり、前年度と比較し、166 t-co<sub>2</sub> (約8.7%)の増加、平成28年度は2096.34 t-co<sub>2</sub>と180.43 t-co<sub>2</sub> (約9.4%)増加し、2年連続の増加となりました。小中学校全校にエアコンが設置され、二酸化炭素排出量の比重が高いLPGと都市ガスの使用量が大幅に増えたことが全体の数値を押し上げた要因となりました。また、電力使用量についても、基準年度よりも増加傾向にあります。

平成31年度の排出量を6%削減するには、厳しい状況にあります。業務量の増大や複雑化によりエネルギーを使用する機会が増えているのが背景にあるとも考えられます。また、地球温暖化対策については、世界的な取り組み課題であり、近年では海水温度の上昇が自然現象に変化をもたらし、自然災害の原因となっています。

世界的な課題とはいえ、地球温暖化対策実行計画に基づき、職員一人一人が地球温暖化に対する共通認識を持ち、二酸化炭素排出量削減に向け、こまめに節電を実施するなどが必要であり、資源の使用削減に努めていかなければなりません。

今後も「温室効果ガス」の総排出量削減に向けて職員の意識啓発を図り、より徹底した取り組みを行っていきます。



三芳町マスコットキャラクター「みらいくん」

# 三芳町地球温暖化対策実行計画年次報告書

平成29年8月

発行 三芳町 環境課 環境対策担当

〒354-8555 三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電 話 049-258-0019 (代表)

F A X 049-274-1013

メール [kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp](mailto:kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp)